

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(契約書(案))への回答

| No | 頁 | 章 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問及び意見等の内容 | 回答 |
|----|----|---------|----|---|---|----------------|--|--|
| 1 | 16 | 4 | 38 | 3 | — | 地域住民対応 | <p>受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要なとなった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。</p> <p>とありますが、どの様な場合を想定されているのでしょうか。</p> | <p>要求水準書26ページのリスク分担表のとおり、本業務に対する住民の要望や訴訟等による事業期間変更や中断など、発注者が対応しなければならない場合を想定しています。</p> |
| 2 | 21 | 6 | 46 | — | — | 受注者による業務の内容の変更 | <p>現場状況等により、各業務における年度別概算事業費の繰越しは可能でしょうか。</p> | <p>各業務の年度別事業費に基づいた業務履行を求めます。なお、年度割額を変更する場合は、契約書第45・46条に基づき対応します。</p> |
| 3 | 38 | 別紙 3 | — | — | — | 保険（第65条関連） | <p>受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注賠償責任保険（1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限る。） ・土木工事保険（生じた損害と同等額を補償する契約） <p>とありますが、建設業法上のJVではなく、主たる業務が委託物件と考えるため、JVの構成企業が個別に入る（又は加入済み）保険等に対応可能でしょうか。</p> | <p>受注者が加入する保険については、構成企業ではなく共同企業体での保険加入を求めます。</p> |